

川越市告示第三百六十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年五月二十日

川越市長 川 合 善 明

一 形質変更時要届出区域

川越市的場新町二十一番四及び同番七

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）

第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物